

陣痛等における医療機関への移送協力に関する協定

五所川原市（以下「甲」という。）と五所川原市タクシー協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、出産間近な妊婦の医療機関への移送について、タクシー事業者が協力することにより、妊婦が安心・安全に出産できる環境を整えることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 タクシー事業者による協力の内容は、出産時の妊婦を医療機関へ移送するタクシー（以下「出産サポートタクシー」という。）の優先配車及び運行とする。

（対象）

第3条 前条の移送の対象者は、市内に住所を有し、又は里帰り出産のために市内に滞在し、母子健康手帳の交付を受けた妊婦とする。

（利用の登録申請）

第4条 出産サポートタクシーの利用を希望する妊婦は、あらかじめ、甲に対し「五所川原市出産サポートタクシー利用登録申請書（様式第1号）」を提出するものとする。

（協力の要請）

第5条 甲は、前条の申請に基づき、乙に協力の要請をするものとする。

2 乙は、第1項の規定による協力の要請を受けた場合は、タクシーを優先的に配車するとともに、乗務員は妊婦の健康状態に配慮し、必要に応じて適切な対応をとるものとする。

（費用負担）

第6条 出産サポートタクシーの運行に要した費用は、利用者が負担するものとする。

（運行の継続）

第7条 乙は、出産サポートタクシーの運行に使用する車両が故障その他の理由により運行できなくなった場合は、速やかに代替車両を手配して、運行の継続に努めるものとする。

（補償）

第8条 甲は、出産サポートタクシーの運行中における事故について、一切の責任を負わないものとする。

（情報共有）

第9条 甲及び乙は、協力の実施期間中に得た情報を相互に提供しあい、情報の共有に努めるものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、協力の実施期間中に知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して生じた疑義については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第12条 この協定は、締結の日からその効力を生じ、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年10月6日

甲 青森県五所川原市字布屋町41番地1

五所川原市

市長

佐々木孝昌

乙 青森県五所川原市字鎌谷町504-2

五所川原市タクシー協会

会長

丸海丸隆